

サイクリング部 規約

<名称>

本団体は、サイクリング部と称する。

<目的>

第1条 本団体は自転車を通じた部員の交流、体力の向上維持を目的とする。

<会計>

第2条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

なお、年度始めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

<会費>

第3条 会費は回収しないとする。

<役員>

第4条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長1名 …本団体を代表する。会稽業務も執り行う。
- 2) 副部長2名 …部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 …会計事務を処理する。

<決議>

第5条 本規約に定めのない事項については全部員の多数決により決する。

<改廃>

第6条 本規約は、全部員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成20年7月24日から施行する。

この規約を一部改正し、平成29年4月27日から適用する。